

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙備発第1号、乙官発第1号
乙生発第1号、乙刑発第1号
乙交発第1号、乙情発第1号
平成29年1月20日
警察庁次長

災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進について(依命通達)
東日本大震災(以下「震災」という。)の発生を受け、「災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築について(依命通達)」(平成23年11月30日付け警察庁乙備発第10号ほか。以下「旧次長通達」という。)に基づき、全国警察において、災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築を実施することにより、震災以前の災害対策を抜本的に見直してきたところ、旧次長通達の発出から約5年が経過し、所期の目的はほぼ達成されたと認められる。

一方、震災後も地震、噴火、豪雨等による大規模災害が発生し、その都度、災害対策に係る新たな課題に直面することから、各位にあっては、今後発生が予想される首都直下地震及び南海トラフ地震はもとより、その他のいかなる大規模災害にも的確に対処できるよう、災害対策について従前の取組内容を再検討するなどしつつ、平素の業務において災害に係る危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進されたい。

なお、旧次長通達及び「災害対策検討委員会の設置について(依命通達)」(平成23年11月9日付け警察庁乙備発第9号ほか)は、廃止する。

命により通達する。